

財団法人入間市振興公社個人情報保護規則

平成18年11月22日
振公規則第1号

財団法人入間市振興公社の個人情報保護に関する要綱（平成17年振公要綱第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第4条－第13条）

第2節 保有個人情報の開示及び訂正等（第14条－第30条）

第3章 雑則（第31条－第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、入間市個人情報保護条例（平成18年条例第39号）の趣旨にのっとり、財団法人入間市振興公社（以下「公社」という。）が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される公社の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第18条第5号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (3) 保有個人情報 公社の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、公社

の職員が組織的に用いるものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、文書（財団法人入間市振興公社の情報公開に関する要綱（平成14年振公要綱第1号）第2条第1項に規定する文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 電子計算組織 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する電子的組織をいう。

（公社の責務）

第3条 公社は、個人情報の収集、保管及び利用（以下「収集等」という。）をするときは、この規則の目的を達成するため、必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 公社の職員（財団法人入間市振興公社事務処理規程（平成5年振公規程第1号）第4条に規定するすべての職員をいう。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2章 個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（収集等の一般的制限）

第4条 公社は、個人情報の収集等をするときは、個人情報の利用目的を明確にし、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲で、適法かつ公平な手段により行わなければならない。

第5条 公社は、次に掲げる事項の個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令若しくは入間市条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は正当な事務執行に必要とし、かつ、その権限の範囲で行うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

（収集の原則）

第6条 公社は、個人情報を収集しようとするときは、収集目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 公社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) すでに公表されている事実であるとき。
- (4) 人の生命、身体、健康又は財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務事業の適正な執行に支障を来すと認められるとき。

- (6) 所在不明、精神上的障害等により、事実上本人から収集することができないとき。
 - (7) 入間市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から個人情報収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
 - (8) その他公益上必要があると認めるとき。
- 3 会社は、前項第4号又は第8号に該当するため、個人情報を本人以外のものから収集したときは、速やかにその旨を当該本人に通知しなければならない。ただし、本人に通知しないことが正当と認められる理由があるときは、この限りでない。
- 4 法令等その他の規程により、本人又はその代理人が申請その他これに類する行為を行う場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(収集等の業務の届出等)

第7条 会社は、個人情報の収集等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を理事長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
 - (2) 個人情報の収集等の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者
 - (4) 個人情報の記録の内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、要綱で定める事項
- 2 前項の規定は、会社の職員又は職員であった者に関する業務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれに準じる事項を取り扱うものについては、適用しない。
- 3 会社は、第1項の規定により届け出た業務を廃止し、又は届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 4 理事長は、第1項及び第3項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を速やかに公表するものとする。

(利用及び提供の制限)

第8条 会社は、保有個人情報について、個人情報の収集等の目的の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) すでに公表されている事実であるとき。
 - (4) 人の生命、身体、健康又は財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) その他公益上必要があると認めるとき。
- 2 会社は、保有個人情報について、会社以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 社は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、理事長に届け出なければならない。

4 社は、第1項第4号又は第5号に該当するため目的外利用等をしたときは、速やかにその旨を当該本人に通知しなければならない。ただし、本人に通知しないことが正当と認められる理由があるときは、この限りでない。

（提供先に対する措置要求）

第9条 社は、保有個人情報を外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用の目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めるものとする。

（適正な維持管理）

第10条 社は、個人情報の収集等に係る業務の実施に当たって、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 保有個人情報を正確かつ最新のものとする事。

(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

2 社は、保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料と認められるものを除く。）を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 社は、前二項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めなければならない。

（電子計算組織の結合の制限）

第11条 社は、電子計算組織を利用して保有個人情報を処理する場合には、社が管理する電子計算組織と社以外のものが管理する電子計算組織その他の機器を通信回線により結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) その他特に必要があると認めるとき。

2 前項ただし書の規定により、電子計算組織を結合して保有個人情報を処理する業務を開始するときは、あらかじめ、理事長に届け出なければならない。また、この届出に係る内容を変更又は廃止しようとするときも同様とする。

3 社は、電子計算組織の結合により提供した保有個人情報の保護が適切に講じられず、個人の権利利益を不当に侵害していると認めるときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（委託等に伴う措置）

第12条 社は、個人情報を取り扱う業務を委託等するとき、個人情報の保護に関し必

要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第13条 公社から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの、当該業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 保有個人情報の開示及び訂正等

(開示請求)

第14条 何人も、公社に対し、自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は公社が特別の理由があると認めた代理人（以下「任意代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。この場合において、本人が未成年で15歳以上の者であるときは、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の方法)

第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を公社に提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る自己情報を特定するに足りる事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、公社が定める事項

2 前条第2項の規定による開示請求をするときは、前項の開示請求書に代理権を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）は、公社に対し、自己が当該開示請求に係る自己情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証するために、公社が定める必要な書類を提示しなければならない。

4 公社は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、公社は、開示請求者に対して、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

第16条 公社は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めにより、開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者（法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号、第5号及び次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより開示請求者以外の特定の個人を識別できることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 個人の評価、診断、判定、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

(5) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるもの

イ 公社の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(6) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(7) 公社その他機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(8) 公社その他機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社その他の機関の財産上の利益又は当

事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 公社その他機関が経営する企業等が、係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(9) その他公社が開示しないことが適当であると認めるもの

(部分開示)

第17条 公社は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該保有個人情報から不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の保有個人情報が記録されていないと認めるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の規定に含まれないものとみなして前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第18条 公社は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（法令等の定めにより開示できないと認める情報を除く。）が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、公社は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第20条 公社は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、全部を開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示の日時及び場所その他開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 公社は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、一部を開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。この場合において、開示されない保有個人情報の全部又は一部が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 公社は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、当該開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第21条 前条の決定（以下「開示決定等」という。）については、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 公社は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から起算して45日を限度として延長することができる。この場合において、公社は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示請求の事案の移送）

第22条 公社は、開示請求に係る保有個人情報が入間市により作成されたものであるとき、その他入間市において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該入間市と協議の上、当該入間市に対し、事案を移送することができる。この場合において、公社は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第23条 開示請求に係る保有個人情報のうち公社その他機関及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公社は、開示決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他公社が定める事項を書面により通知し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他公社が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第16条第3号イ又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示するとき。

3 公社は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人

情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公社は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、当該開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して公社が定める方法により行う。

2 公社は、保有個人情報を開示することにより、当該保有個人情報を記録する文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該文書を複写したものを閲覧させ、又はその写しを交付することができる。

3 第1項の規定により、保有個人情報の開示を受ける際、当該開示を受けようとする者は、公社に対し、自己が当該開示請求者であることを証するために、公社が定める必要な書類を提示しなければならない。

（訂正等の請求）

第25条 何人も、公社に対し、自己情報について事実の記録に誤りがあると認めるときは、当該記録の訂正を請求することができる。

2 何人も、公社に対し、自己情報が第4条及び第5条の規定による収集等の制限を超え、又は第6条第1項若しくは第2項の規定によらないで収集されていると認めるときは、当該自己情報の記録の削除を請求することができる。

3 何人も、公社に対し、自己情報が第8条第1項及び第2項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

4 第14条第2項の規定は、前三項に規定する訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

（訂正等の請求の方法）

第26条 訂正等の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を公社に提出しなければならない。

(1) 訂正等の請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正等を求める内容及び理由

(3) 前二号に掲げるもののほか、公社が定める事項

2 前項の規定による請求の際、前条第1項の規定による訂正の請求をしようとする者は、公社に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項から第4項までの規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する措置)

第27条 公社は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正等をするときは、全部又は一部の訂正等をする旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者（次項において「訂正等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 公社は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないうとき（訂正等の請求に係る保有個人情報が存在しないとき、その他の理由により保有個人情報の訂正等ができないときを含む。）は、訂正等をしないう旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正等の決定の期限)

第28条 第21条の規定は、訂正等の決定の期限について準用する。

(訂正等の請求の事案の移送)

第29条 第22条の規定は、訂正等の請求（第25条第3項の規定による目的外利用等の中止の請求を除く。）の事案の移送について準用する。

(手数料等)

第30条 この規則の規定による保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 文書（第24条第2項の規定により文書を複製したものを含む。）の写しの交付により個人情報の開示を受ける者は、要綱で定める当該写しの作成及び送付に要する費用を、負担しなければならない。

第3章 雑則

(苦情及び相談の処理)

第31条 理事長は、公社における個人情報の取扱いに関し、苦情及び相談の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(検索資料の作成等)

第32条 公社は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(委任)

第33条 この規則の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にされている改正前の財団法人人間市振興公社個人情報保護に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第13条の規定による自己情報の開示の請求は、改正後の財団法人人間市振興公社個人情報保護規則（以下「新規則」という。）第14条の開示請求とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現にされている旧要綱第10条の規定による訂正の請求、第11条の規定による削除の請求及び第12条の規定による中止の請求は、新規則第25条の訂正等の請求とみなす。
- 4 附則第2項及び第3項に規定するもののほか、この規則の施行前に旧要綱の規定による手続その他の行為は、新規則の相当規定による手続その他の行為とみなす。